

会議名	第2回区立幼稚園弁当配送事業運営業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和6年2月19日(月曜日)午後4時15分から午後5時15分まで
開催場所	港区役所教育委員会室
委員	教育委員会事務局学校教育部長 吉野 達雄(委員長) 教育委員会事務局学校教育部学務課長 鈴木 健(副委員長) 教育委員会事務局学校教育部幼児教育担当専門官 小久保 篤子(委員) 港区立南山幼稚園 河合 晴美(委員) 港区立白金台幼稚園 佐々木 勝世(委員)
事務局	教育委員会事務局学校教育部学務課
会議次第	1 開会 2 第一次選考結果について 3 第二次選考について 4 閉会
配付資料	資料1 区立幼稚園弁当配送事業運営業務委託事業候補者選考 一次審査集計結果 資料2 第3回選考委員会進行スケジュール(案) 資料3 第二次審査の実施に関する留意事項(案) 資料4 第二次審査採点基準表(案) 資料5 第1回選考委員会会議議事録(案) 参考資料1 区立幼稚園弁当配送事業運営業務委託事業候補者募集要項 (各様式を含む。) 参考資料2 区立幼稚園弁当配送事業運営業務委託事業候補者選考基準 参考資料3 仕様書(案)
会議の内容	
委員長	【1 開会】 (事務局より配付資料の確認) 【2 第一次選考結果について】 (事務局より資料1について説明) 一次審査結果について、まず、事務局採点としている事項について、質問等 はありますか。
各委員	(特になし)
委員長	次に、各委員から採点における評価ポイント等をご説明いただきます。

A委員	<p>安全安心に弁当配送の業務委託を任せられるかという観点から評価し、全体としてはA事業者の方が考察・洞察共に優れている点や提案の具体性から高い評価としました。</p> <p>A事業者は、事故発生時の対応含め、執行体制がより具体的に記載されている一方で、B事業者は抽象的な記載が多いと感じました。また、基本方針についても、A事業者が具体的な記載となっているところ、B事業者は幼児向けの観点ではなく、作り手の福利厚生を挙げている点が気にかかりました。さらに、A事業者は弁当の調理から配送・回収まで詳細にタイムスケジュールが示されている点や、食育について保護者を巻き込んだ取組があることなどを評価しました。</p>
B委員	<p>安全安心な食の提供や、幼稚園教育要領に示される「食べることを楽しむ」といった視点から審査しました。</p> <p>A事業者は、基本方針における安全な弁当提供に対する考え方やチーム制による衛生管理の体制、事故防止に関わる検証や改善に向けた体制がしっかりと記載されている点を評価しました。</p> <p>B事業者は、献立作成において楽しんで食べることを最優先に考えている点や事故件数が提供食数に対し比較的少ない点を評価しました。基本方針において作り手の福利厚生等が記載されている点についても、保護者目線での愛情のかけ方に通ずると考え高めの評価としています。</p>
C委員	<p>全体としては、A事業者の方が、内容が具体的で過不足なく記載されていることから高く評価しました。</p> <p>B事業者は、提案を求める事項に対して正対した回答がない点や、具体的な回数や時期等の記載が乏しい印象です。特に、基本方針における幼児向け弁当に対する考え方が見えづらい点や個人情報保護対策や事故対応の具体性が乏しい点について評価を下げています。また、食物アレルギー対策については、仕様書で除去食への対応を求めています。提案書からはその対応が読み取れない点から特に低い評価としています。</p>
D委員	<p>A事業者の方が、全工程が計画的でシステム化されている点、注文締め切りまでの日数に若干余裕がある点から評価を高くしました。また、衛生面やアレルギー対策についても、より具体的な提案がなされていると思います。</p> <p>献立内容は、両事業者とも豊かな内容になっていると思いますが、白米と混ぜご飯等の白米以外の主食の頻度に差がある点が気になりました。</p> <p>事故件数について、両事業者とも若干多いという印象で、異物混入はもう少し抑えられるのではないかと感じました。</p>

E委員	<p>全体的にA事業者の方がより具体性のある提案がなされており、特に業務スケジュールについては、献立作成から容器洗浄に至るまで綿密に示されており、実現性が高いと評価しました。</p> <p>B事業者は、一部具体性に欠ける提案があるため、低い評価としていますが、二次審査に進むようであれば、ヒアリングの中で確認する必要があると考えています。</p>
委員長	各委員からの講評を踏まえ、その他ご意見等ありますか。
副委員長	C委員の講評であったB事業者におけるアレルギー除去食への対応について、提案書の記載からは詳細が読み取りづらいですが、事務局で把握している情報はありますか。
事務局	事業者のホームページを確認すると、個々の状況に応じたアレルギー除去食の提供はないようですが、普通の献立とは別に、特定の食材を使用していない献立は用意しているようです。
委員長	いずれにしても、審査は提案書類の記載内容で評価していただくこととし、B事業者が二次審査に進んだ際には、その点もヒアリングで確認することとします。
委員長	<p>各委員の点数に2段階以上の差があった項目について、各委員のご意見を伺います。</p> <p>まず、B事業者の基本方針の評価についてお伺いします。</p>
C委員	提案書に記載の「ちきゅうにやさしい」と「こころにやさしい」の視点は、幼児向け弁当の話ではなく、幼児向け弁当に対しての考え方が見えにくいことから、評価を低くしています。
B委員	文脈から、お弁当の作り手が保護者と同じように愛情をかけているということを感じ高めの評価としましたが、確かに求めている事項に正対していないとも取れるため、再評価します。
E委員	基本方針は理念的なものになるので、ここではあまり評価に差を付けませんでした。
委員長	B事業者の個人情報保護の考え方の評価についてお伺いします。

C委員	プライバシーマークの取得があり、研修等についても時期や回数を具体的に記載しているA事業者を評価したのに対し、記載内容が具体性に欠けるB事業者の評価を二段階下げましたが、他の委員の講評も踏まえ、評価の差については再評価します。
B委員	基本的な事項ではありますが、B事業者も情報の取扱いやセキュリティソフトについて記載されていることから、ここではA事業者と差を付けずに採点した形です。
E委員	どちらの事業者も一定程度、押さえるところは押さえていることから、差を付けずに採点しました。
委員長	B事業者の食物アレルギー対策の評価についてお伺いします。
C委員	先ほど申し上げたアレルギー除去食への対応が資料から読み取れなかったことに加え、卵、乳等を使用しない献立で提供しているという記載がありながら、献立例の中に乳を使ったメニューがあるなど、記載が不明瞭である点から低い評価としています。
B委員	個々の対応は行っていないものの、一定の対応はあると捉え評価しましたが、確かに不明瞭であるため再評価します。
委員長	A事業者、B事業者の事故件数の評価についてお伺いします。
A委員	毛髪の混入事案の発生率に注目し、A事業者を高い評価としました。
D委員	虫等の自然物は仕方がない部分もありますが、毛髪はある程度防げるのではないかという視点から、両社とも低めの評価としています。
C委員	事故件数よりも事故が起きた際の対応の点で比較し、A事業者の方を少し高い評価としました。
B委員	異物混入がどの段階であったかまで分からないため、件数はあまり考慮していませんが、異物混入があった際の体制がB事業者の方が整えられていると感じ少し高めの評価としています。

委員長	この事故件数を多いと見るのか、事務局で何か押さえている指標等はありませんか。
事務局	現状、比較できるような指標は持ち合わせていないため、学校給食の状況等も確認させていただき、何か比較対象があれば、共有させていただきます。
委員長	各委員の講評等を踏まえ修正がある場合は、事務局へ修正した採点表を提出してください。 (事務局で一次審査採点表の修正を再集計し配布)
委員長	再集計の結果、A事業者が696点で第1位、B事業者が607点で第2位となりました。一時審査通過事業者について、募集要項等では「3者程度」としております。また、最低ラインとなる基準点を60%としておりますが、この点はどちらの事業者も超えている状況です。 こうした条件を踏まえ、2者とも一次選考通過としたいと思いますが、ご意見はございますか。
各委員	(特になし)
委員長	それでは、A事業者、B事業者ともに一時選考通過とし、二次選考に進んでいただくこととします。
委員長	全体を通して何かご意見等はございますか。
C委員	一次審査と二次審査の採点の比率はどのようになっていますか。
事務局	区のプロポーザルガイドラインに示される目安に従い、一次審査が加点を除き5名で1,000点満点、二次審査が500点満点となっており、2:1の割合となっています。最終的には、一次審査と二次審査の合計点で事業候補者を決定します。 【4 閉会】 (事務局より事務連絡) (閉会の挨拶)